

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年11月28日(2013.11.28)

【公開番号】特開2013-116378(P2013-116378A)

【公開日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【年通号数】公開・登録公報2013-030

【出願番号】特願2013-55291(P2013-55291)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成25年10月16日(2013.10.16)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

始動領域を遊技媒体が通過した後に識別情報の可変表示の開始条件が成立したことにもとづいて、各々を識別可能な複数種類の識別情報を可変表示する可変表示装置を備え、前記可変表示装置における識別情報の表示結果があらかじめ定められた特定表示結果となつたときに遊技者にとって有利な特定遊技状態に制御し、特別条件が成立したことにもとづいて、前記特定遊技状態が終了した後に遊技状態を通常状態から該通常状態であるときに比べて識別情報の可変表示が前記特定表示結果になりやすい高確率状態に移行させる遊技機であって、

前記始動領域を遊技媒体が通過したときに、識別情報の表示結果を前記特定表示結果とするか否かを判定し前記特別条件を成立させるか否かを判定するための情報を所定の上限数を限度として記憶する保留記憶手段と、

可変表示の開始条件が成立したときに、前記保留記憶手段に記憶されている前記情報を用いて、当該開始条件が成立した可変表示の表示結果を前記特定表示結果とするか否かと、前記特別条件を成立させるか否かとを決定する開始条件成立時決定手段と、

前記始動領域を遊技媒体が通過した後、当該通過に対応する可変表示の開始条件が成立する前に、当該始動領域を遊技媒体が通過したときに記憶された前記情報にもとづいて可変表示の表示結果が前記特定表示結果になるか否かと、前記特別条件が成立するか否かとを判定する始動判定手段と、

前記始動判定手段の判定結果にもとづいて、前記特別条件の成立に対する予告を実行するか否かを決定する特別条件予告決定手段と、

前記特別条件予告決定手段が前記特別条件の成立に対する予告を実行すると決定した場合に、前記始動判定手段の判定の対象となつた遊技媒体の通過にもとづいて実行される可変表示が開始される以前に実行される可変表示において前記特別条件の成立に対する予告を実行する特別条件予告実行手段と、

前記特別条件予告決定手段が前記特別条件の成立に対する予告を実行しないことに決定したことを条件に、前記特別条件が成立することを報知するための特別条件報知演出を前記特定表示結果が表示された後に実行する特別条件報知演出実行手段とを備え、

前記特別条件予告実行手段は、前記特別条件の成立の信頼度に応じた複数種類の予告のうちのいずれかの予告を実行する

ことを特徴とする遊技機。

【請求項 2】

始動領域を遊技媒体が通過した後に識別情報の可変表示の開始条件が成立したことにもとづいて、各々を識別可能な複数種類の識別情報を可変表示する可変表示装置を備え、前記可変表示装置における識別情報の表示結果があらかじめ定められた特定表示結果となつたときに遊技者にとって有利な特定遊技状態に制御し、特別条件が成立したことにもとづいて、前記特定遊技状態が終了した後に遊技状態を通常状態から該通常状態であるときに比べて識別情報の可変表示が前記特定表示結果になりやすい高確率状態に移行させる遊技機であつて、

前記始動領域を遊技媒体が通過したときに、識別情報の表示結果を前記特定表示結果とするか否かを判定し前記特別条件を成立させるか否かを判定し、該特別条件が成立する場合に、前記特定表示結果が表示された後に前記特別条件が成立することを報知する特別条件報知演出を実行するか否かを判定するための情報を所定の上限数を限度として記憶する保留記憶手段と、

可変表示の開始条件が成立したときに、前記保留記憶手段に記憶されている前記情報を用いて、当該開始条件が成立した可変表示の表示結果を前記特定表示結果とするか否かと、前記特別条件を成立させるか否かとを決定する開始条件成立時決定手段と、

前記始動領域を遊技媒体が通過した後、当該通過に対応する可変表示の開始条件が成立する前に、当該始動領域を遊技媒体が通過したときに記憶された前記情報にもとづいて可変表示の表示結果が前記特定表示結果になるか否かと、前記特別条件が成立するか否かとを判定する始動判定手段と、

前記始動判定手段の判定結果にもとづいて、当該通過に対応する可変表示の開始条件が成立する前に、前記特別条件報知演出を実行するか否かを判定する特別条件報知演出判定手段と、

前記特別条件報知演出判定手段が前記特別条件報知演出を実行しないと判定したことを条件に、前記特別条件の成立に対する予告を実行するか否かを決定する特別条件予告決定手段と、

前記特別条件予告決定手段が前記特別条件の成立に対する予告を実行すると決定した場合に、前記始動判定手段の判定の対象となつた遊技媒体の通過にもとづいて実行される可変表示が開始される以前に実行される可変表示において前記特別条件の成立に対する予告を実行する特別条件予告実行手段と、

前記特別条件報知演出判定手段が前記特別条件報知演出を実行すると判定した場合に、前記特別条件報知演出を前記特定表示結果が表示された後に実行する特別条件報知演出実行手段とを備え、

前記特別条件予告実行手段は、前記特別条件の成立の信頼度に応じた複数種類の予告のうちのいずれかの予告を実行する

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

本発明による遊技機は、始動領域（例えば、第1始動入賞口13や第2始動入賞口14）を遊技媒体（例えば、遊技球）が通過した後に識別情報（例えば、飾り図柄）の可変表示の開始条件（例えば、大当たり遊技中でなく、かつ、特別図柄の変動が実行されていないこと）が成立したことにもとづいて、各々を識別可能な複数種類の識別情報を可変表示する可変表示装置（例えば、演出表示装置9）を備え、可変表示装置における識別情報の表示結果があらかじめ定められた特定表示結果（例えば、大当たり図柄）となつたときに遊技者にとって有利な特定遊技状態（例えば、大当たり遊技状態）に制御し、特別条件（例えば

、乱数にもとづく抽選によって確変大当たりとすることに決定されたこと)が成立したことにもとづいて、特定遊技状態が終了した後に遊技状態を通常状態から通常状態であるときに比べて識別情報の可変表示が特定表示結果になりやすい高確率状態(例えば、確変状態)に移行させる遊技機であって、始動領域を遊技媒体が通過したときに、識別情報の表示結果を特定表示結果とするか否かを判定し特別条件を成立させるか否かを判定するための情報(例えば、ランダムRおよびランダム2-1)を所定の上限数(例えば、4)を限度として記憶する保留記憶手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560において、RAM55の保留記憶バッファにおける保存領域)と、可変表示の開始条件が成立したときに、保留記憶手段に記憶されている情報を用いて、開始条件が成立した可変表示の表示結果を特定表示結果とするか否かと、特別条件を成立させるか否かとを決定する開始条件成立時決定手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560において、ステップS54, S73の処理を実行する部分)と、始動領域を遊技媒体が通過した後、当該通過に対応する可変表示の開始条件が成立する前に、始動領域を遊技媒体が通過したときに記憶された情報にもとづいて可変表示の表示結果が特定表示結果になるか否かと、特別条件が成立するか否かとを判定する始動判定手段(例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560において、ステップS223, S225, S227, S229の処理を実行する部分)と、始動判定手段の判定結果にもとづいて、特別条件の成立に対する予告を実行するか否かを決定する特別条件予告決定手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100において、ステップS675の処理を実行する部分)と、特別条件予告決定手段が特別条件の成立に対する予告を実行すると決定した場合に、始動判定手段の判定の対象となつた遊技媒体の通過にもとづいて実行される可変表示が開始される以前に実行される可変表示において特別条件の成立に対する予告を実行する特別条件予告実行手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100において、ステップS544の処理で確変予告(連続予告演出D)に応じたプロセステーブルが選択されたことにもとづいて、ステップS861～S863の処理を実行する部分)と、特別条件予告決定手段が特別条件の成立に対する予告を実行しないことに決定したことを条件に(例えば、第2の実施の形態におけるステップS691で「N」の場合)、特別条件が成立することを報知するための特別条件報知演出を特定表示結果が表示された後に実行する特別条件報知演出実行手段(例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100において、ステップS693の処理で昇格演出を実行することに決定されたことに応じてステップS914の処理で昇格演出に応じたプロセステーブルが選択されたことにもとづいて、ステップS923～S925の処理を実行する部分)とを備え、特別条件予告実行手段は、特別条件の成立の信頼度に応じた複数種類の予告のうちのいずれかの予告を実行することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

本発明による他の態様の遊技機は、始動領域(例えば、第1始動入賞口13や第2始動入賞口14)を遊技媒体(例えば、遊技球)が通過した後に識別情報(例えば、飾り図柄)の可変表示の開始条件(例えば、大当たり遊技中でなく、かつ、特別図柄の変動が実行されていないこと)が成立したことにもとづいて、各々を識別可能な複数種類の識別情報を可変表示する可変表示装置(例えば、演出表示装置9)を備え、可変表示装置における識別情報の表示結果があらかじめ定められた特定表示結果(例えば、大当たり図柄)となつたときに遊技者にとって有利な特定遊技状態(例えば、大当たり遊技状態)に制御し、特別条件(例えば、乱数にもとづく抽選によって確変大当たりとすることに決定されたこと)が成立したことにもとづいて、特定遊技状態が終了した後に遊技状態を通常状態から通常状態であるときに比べて識別情報の可変表示が特定表示結果になりやすい高確率状態(例えば、確変状態)に移行させる遊技機であって、始動領域を遊技媒体が通過したときに、識別

情報の表示結果を特定表示結果とするか否かを判定し特別条件を成立させるか否かを判定し、特別条件が成立する場合に、特定表示結果が表示された後に特別条件が成立することを報知する特別条件報知演出を実行するか否かを判定するための情報（例えば、ランダムRおよびランダム2-1）を所定の上限数（例えば、4）を限度として記憶する保留記憶手段（例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560において、RAM55の保留記憶バッファにおける保存領域）と、可変表示の開始条件が成立したときに、保留記憶手段に記憶されている情報を用いて、開始条件が成立した可変表示の表示結果を特定表示結果とするか否かと、特別条件を成立させるか否かとを決定する開始条件成立時決定手段（例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560において、ステップS54, S73の処理を実行する部分）と、始動領域を遊技媒体が通過した後、当該通過に対応する可変表示の開始条件が成立する前に、始動領域を遊技媒体が通過したときに記憶された情報にもとづいて可変表示の表示結果が特定表示結果になるか否かと、特別条件が成立するか否かとを判定する始動判定手段（例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560において、ステップS223, S225, S227, S229の処理を実行する部分）と、始動判定手段の判定結果にもとづいて、特別条件の成立に対する予告を実行するか否かを決定する特別条件予告決定手段（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100において、ステップS675の処理を実行する部分）と、始動判定手段の判定結果にもとづいて、通過に対応する可変表示の開始条件が成立する前に、特別条件報知演出を実行するか否かを判定する特別条件報知演出判定手段（例えば、遊技制御用マイクロコンピュータ560において、ステップS225, S227の処理を実行する部分）と、特別条件報知演出判定手段が特別条件報知演出を実行しないと判定したことを条件に、特別条件の成立に対する予告を実行するか否かを決定する特別条件予告決定手段（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100において、ステップS674～S676の処理を実行する部分：図46および図46に示すように、入賞時判定確変大当たり（昇格演出なし）指定コマンドまたは入賞時判定突然確変大当たりコマンドを受信したときに、確変予告に相当する連続予告演出Dを選択可能）と、特別条件予告決定手段が特別条件の成立に対する予告を実行すると決定した場合に、始動判定手段の判定の対象となった遊技媒体の通過にもとづいて実行される可変表示が開始される以前に実行される可変表示において特別条件の成立に対する予告を実行する特別条件予告実行手段（例えば、演出制御用マイクロコンピュータ100において、ステップS544の処理で確変予告（連続予告演出D）に応じたプロセステーブルが選択されたにもとづいて、ステップS861～S863の処理を実行する部分）と、特別条件報知演出判定手段が特別条件報知演出を実行すると判定した場合に、特別条件報知演出を特定表示結果が表示された後に実行する特別条件報知演出実行手段（例えば、第1の実施の形態で、演出制御用マイクロコンピュータ100において、入賞時判定確変大当たり（昇格演出あり）指定コマンドを受信したことにもとづいてステップS678の処理で昇格演出を実行することに決定されたことに応じてステップS914の処理で昇格演出に応じたプロセステーブルが選択されたにもとづいて、ステップS923～S925の処理を実行する部分）とを備え、特別条件予告実行手段は、特別条件の成立の信頼度に応じた複数種類の予告のうちのいずれかの予告を実行することを特徴とする。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

請求項1記載の発明では、遊技機を、特別条件予告判定手段が特別条件の成立に対する予告を実行しないことに判定したことを条件に、特別条件が成立することを報知するための特別条件報知演出を特定表示結果が表示された後に実行し、特別条件予告実行手段は、特別条件の成立の信頼度に応じた複数種類の予告のうちのいずれかの予告を実行するように構成にしたので、特別条件報知演出が実行される場合に特別条件の成立に対する予告が

実行されることはなく、高確率状態に移行することを報知するための演出が実行される前に、遊技者が高確率状態に移行することを把握できないようにして、遊技の興趣が低下することを防止することができる。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0019

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0019】

請求項2記載の発明では、遊技機を、特別条件報知演出判定手段が特別条件報知演出を実行しないと判定したことを条件に、特別条件の成立に対する予告を実行するか否かを決定し、特別条件報知演出判定手段が特別条件報知演出を実行すると判定した場合に、特別条件報知演出を特定表示結果が表示された後に実行し、特別条件予告実行手段は、特別条件の成立の信頼度に応じた複数種類の予告のうちのいずれかの予告を実行するように構成したので、特別条件報知演出が実行される場合に特別条件の成立に対する予告が実行されることはなく、高確率状態に移行することを報知するための演出が実行される前に、遊技者が高確率状態に移行することを把握できないようにして、遊技の興趣が低下することを防止することができる。